諮問の概要

１　該当条文

・大阪府個人情報保護条例第７条第５項（要配慮個人情報の収集の制限の例外事項）

２　趣旨・目的

1. 概要

大阪府がん患者妊よう性温存治療費助成事業（以下「本事業」という。）の目的

小児・ＡＹＡ世代（※1）のがん患者が、治療の副作用により妊よう性（※2）が低下もしくは失われる場合がある。この場合、治療前に胚（受精卵）等を採取し長期的に凍結保存することがあるが、その費用が高額な自費診療となるため、患者にとって経済的負担となっている。

（※1）ＡＹＡ世代

Adolescent and Young Adultの頭文字をとったもので、思春期・若年成人の世代を指す

（※2）妊よう性

　　　 妊娠するための機能、妊娠する能力のこと

こうした経済的負担を軽減するため、下記ア及びイの助成を行うもの。

ア　厚生労働省事業に係るもの

がん治療に際して行う妊よう性温存療法に係る費用に対し、予算の範囲内において助成するもの。

イ　府独自事業に係るもの

アに加え、府独自事業として、温存療法を実施するか迷っている患者が生殖医療専門医にカウンセリングを受け、結果として温存治療を受けないことを選択した場合に、そのカウンセリング費用を助成するもの。

本事業は、がん治療実施医療機関、妊よう性温存療法医療機関及び府が参画する「大阪府がん・生殖医療ネットワーク」で実施予定であり、府は、本事業に参加する者（以下「参加者」という。）が厚生労働省事業に係る対象医療の助成申請をする際、妊よう性温存療法の治療方法、原疾患名及び治療内容、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成金受給状況を参加者から収集する必要がある。

また、府独自事業に係るカウンセリング費用の助成申請の際は、生殖医療機関でのカウンセリング実施状況やがん治療医療機関等の情報を収集する必要がある。

以上のとおり、本事業で収集する情報は、大阪府個人情報保護条例第2条第2号アの「病歴」に該当することから、「要配慮個人情報」であると考える。（要配慮個人情報の収集）

1. 事業概要

別紙１のとおり

1. 収集する個人情報

別紙２の実施要綱案の支給要件が確認できる情報

ア　厚生労働省事業に係るもの

（主な情報）

支給対象者：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、口座情報、妊よう性温存療法の治療方法、原疾患名、原疾患の治療方法、妊よう性温存療法研究促進事業の申請回数、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成金受給状況

法定代理人：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、口座情報

イ　府独自事業に係るもの

（主な情報）

支給対象者：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、口座情報、カウンセリング実施医療機関名、がん治療医療機関名、診療明細書

法定代理人：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、口座情報

1. 収集の必要性

本事業の支給対象者要件は別紙２の実施要綱で定められており、助成にあたっては、上記（３）の要配慮個人情報の収集が本事業の目的達成のために必要不可欠であると考える。

1. 所属における適正管理について

所属における当該情報の取扱いについては、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づいて、適正に行う。

① 当該情報の取扱職員をあらかじめ定める。

　② 当該情報が記載された書面については、施錠可能な保管庫に保管し、電磁的記録については、所属サーバー上にパスワードを設定して保存する。取扱職員以外が閲覧等できないようにするなど、厳重に保管するものとする。

　　　③ 個人情報が含まれる電子媒体及び書類について保存期間が経過した場合は、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」第13条に基づき、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。